

会 議

○議事日程 第 3 号

令和 5 年 9 月 6 日 水曜日 午後 1 時開議

第 1

- 第 99 号議案 令和 5 年度茨城県一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 100 号議案 令和 5 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 101 号議案 令和 5 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 102 号議案 令和 5 年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 103 号議案 茨城県旅館業法施行条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 104 号議案 茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 105 号議案 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 106 号議案 県有財産の取得について
- 第 107 号議案 県有財産の売却処分について（旧岩井西高等学校敷地等）
- 第 108 号議案 県有財産の売却処分について（那珂西部工業団地事業用地）
- 第 109 号議案 県が行う建設事業に対する市の負担額について
- 第 110 号議案 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 第 111 号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 第 112 号議案 工事請負契約の締結について
- 第 113 号議案 あっせんの申立てについて
- 報告第 4 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について

◇会派代表質問・質疑

- 公 明 党 八 島 功 男 議員
- 国 民 民 主 党 二 川 英 俊 議員

本日の質問

◇代表質問・質疑

質問者	質問要旨	答弁者
八 島 功 男 議 員 （ 公 明 党 ） ※一括方式 所要時間：70 分	1 これからの茨城県経済の展望について	知 事
	2 「誰一人取り残さない」共生社会、未来を生きる多様な家族について (1) 全ての人々が希望に応じて、家庭でも職場でも活躍できる社会 (2) M字カーブ、L字カーブ及び生涯賃金を踏まえた就業継続への取組 (3) ひとり親家庭の貧困対策	知 事
	3 内水氾濫における浸水被害軽減への取組について	知 事
	4 持続可能性のある農業基盤整備への取組について (1) 6月豪雨の農作物・土地改良施設の被害対策 (2) 農業基盤整備と用排水コントロール	知 事
	5 活力ある茨城を創る社会資本整備としての新しい交通政策について (1) T X土浦延伸と東京延伸の一体的な取組 (2) 常磐線特急の羽田空港直接乗り入れへの期待 (3) 地域公共交通の利便性・持続可能性・生産性向上を目指す「リ・デザイン」	知 事
	6 医療用ラジオアイソトープ国産化と高速実験炉「常陽」の意義と必要性について	知 事

二川 英俊 議員 (国 民 民 主 党) ※一括方式 所要時間：70 分	1 これまでの県政運営と今後の課題について	知	事
	2 女性が活躍する社会の実現について	知	事
	(1) 女性に選ばれる企業の育成		
	(2) 安心して子供を産み育てられる茨城の実現		
	3 災害対応力の強化について		
	(1) 公立学校施設における防災機能の強化	教	育
	(2) 災害に強い道路基盤の整備	知	長
	4 農作物の病害虫対策について	知	事
	5 感染症対策について	知	事
6 アフターコロナにおける観光振興について	知	事	
7 医師の労働環境改善について	知	事	
8 中小企業における賃金上昇への支援について	知	事	
9 ひたちなか地区の振興について	知	事	

用語の解説

- 議事日程：議会の会議は、あらかじめ議長が定める議事日程（会議の順序表）に基づいて進められます。議事日程は、会議の開かれる日ごとに毎日作成され、その日の会議の開かれる予定時刻や、その日に議題とする議案などがその審議される順序で掲載されます。
- 質問・質疑：「質問」とは、県政一般について執行機関（知事等）の姿勢や対応について問いただすことをいいます。「質疑」とは、提出された議案について疑問や不明確な点を問いただすことをいいます。
- 代表質問・一般質問：「代表質問」とは、所属する会派を代表して行う質問のことをいいます。「一般質問」とは、議員個々の立場で行う質問のことをいいます。
- 一括方式：質問項目すべてについて一括して質問し、一括して答弁を求める方式です。
- 分割方式：質問の大項目ごとに分割して質問し、その都度、答弁を求める方式です。

傍聴に際してのお願い

- 傍聴に際しては、係員の指示に従い、次のことを守ってください。
- 議事における発言に対して、拍手などにより、賛否を表明しないこと。
 - 雑談したり、大声を出すなど騒がないこと。
 - 帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - 飲食や喫煙をしないこと。
 - 携帯電話機などについては、音が出ないようにし、議事に関する情報の閲覧又は記録(撮影及び録音等を除く。)以外に使用しないこと。
 - その他議事の妨害となるような行為をしないこと。
- このほか傍聴についてわからないことは、係員におたずねください。

議案等提出書類

本定例会に提出された議案は下記に掲載しておりますので、ご覧ください。

茨城県 議案

検索

URL：<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zaisei/kanri/gian.html>



質問者の資料等

本定例会における質問者が使用する資料は、上記の質問一覧に『【資料】』と記載されており、下記に掲載しておりますので、ご覧ください。

URL：<https://www.pref.ibaraki.jp/gikai/outline/r5/teireikail.htm>